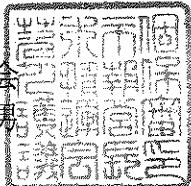


茨附個運第11号
令和4年9月13日

茨木市長 福岡 洋一 様
(担当課: 法務コンプライアンス課)

茨木市個人情報保護運営審議会
会長 岡田春男



個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて(答申)

令和4年5月23日付け茨法第204号により諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 審議会の経過

(1) 審議日

令和4年5月24日、7月13日、8月17日

(2) 審議会の結論

茨木市個人情報保護条例（平成18年茨木市条例第36号）第52条第2項に基づく個人情報保護制度の見直しに係る諮問事項について、実施機関が示した対応の方向性を承認する。

2 諒問の要旨

(1) 趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正され、従来は茨木市個人情報保護条例で規律されていた本市における個人情報の取扱い並びに保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事項について、令和5年4月1日から改正後の法に基づく全国共通のルールとして、行政機関及び独立行政法人等に対して適用される規律と同様の規律が適用されることとなる。当該法改正に伴い、現行条例を廃止し、改正後の法により条例で定めることができるとされた事項等について規定する法施行条例を新たに制定するに当たり、当該条例に規定する事項について意見を求めるものである。

(2) 諒問事項の概要

諒問事項1から諒問事項6までについては、各地方公共団体において独自の規定を条例で定めることができる旨等が改正法に規定されていることから、法施行条例における規定の必要性に關し諒問するものである。

また、諒問事項7については、個人情報保護制度の一元化という法改正の趣旨を踏まえつつ、現行の茨木市個人情報保護条例（以下「現行条例」

という。) に規定があるが法には規定のない事項への対応に関し諮問するものである。

3 審議会の判断

(1) 諒問事項1 「個人情報取扱事務目録」の作成・公表について

ア 検討事項

現行条例においては、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を実施機関が開始するに当たり、あらかじめその事務の名称、事務の目的及び概要、収集方法、収集する個人情報の項目、対象者の範囲等を市長に届け出て、告示するとともに、個人情報の保有状況を明らかにするものとして、届出に係る個人情報取扱事務の目録（以下「個人情報取扱事務目録」という。）を作成し、市民の閲覧に供しなければならない旨を規定している。

一方、法においては、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成した情報の集合物（個人情報のデータベース）である個人情報ファイルについて、地方公共団体は当該ファイルの名称、利用目的、記録項目などの“あらまし”を記載した「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することが義務付けられている。なお、「個人情報ファイル簿」は、「個人情報取扱事務目録」とは異なり、個人情報ファイルが一定の条件に該当する場合は、作成不要とされている。

他方で、法第75条第5項において、「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。」と定められていることから、法で義務付けられた「個人情報ファイル簿」に加え、引き続き、「個人情報取扱事務目録」を作成し、公表することの要否について検討する。

イ 実施機関の対応の方向性

実施機関は、「個人情報ファイル簿」のみでは、実施機関が保有する個人情報の状況の全てを明らかにすることはできないため、「個人情報取扱事務目録」の作成及び公表について条例で規定するとの方向性を示している。

ウ 審議会の結論

審議会においても、実施機関が保有する個人情報の状況の全てを明らかにすることは、個人情報保護事務に係る透明性の確保及び安全管理措置の確実な実施の観点から必要なことであり、個人情報ファイル簿のみでは市民等の個人情報の開示請求権等の円滑な行使が損なわれることも憂慮されることから、「個人情報取扱事務目録」の作成及び公表について条例で規定とした実施機関の方向性は妥当であると判断する。

エ その他

実施機関も述べているとおり、事務の効率化を図る観点から、「個人情報取扱事務目録」の記載項目について「個人情報ファイル簿」の記載項目と共に通化を図るなど、その内容や作成方法について見直しを行うこ

とは当然ながら必要である。

(2) 質問事項2 「条例要配慮個人情報」について

ア 検討事項

現行条例において、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないよう にその取扱いに特に配慮を要するものとして定められた記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」としており、その範囲は、法で定められている「要配慮個人情報」の範囲と同一となっている。

法第60条第5項では、地方公共団体が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして各地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報を、「条例要配慮個人情報」と定義していることから、法施行条例において「条例要配慮個人情報」とする個人情報を定めることの要否について検討する。

イ 実施機関の対応の方向性

実施機関は、法で定められている「要配慮個人情報」の範囲と現行条例で定められている「要配慮個人情報」の範囲は同一であり、それ以外の情報で「地域の特性その他の事情」によりその取扱いに特に配慮を要すると認められる特定の情報を挙げることは困難であり、また、現時点 で他の地方公共団体において「条例要配慮個人情報」を定める具体的な検討状況も確認できないことから、現時点では「条例要配慮個人情報」を定める規定は設けないとする方向性を示している。

ウ 審議会の結論

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が示した見解において、条例要配慮個人情報に該当するものとして具体的に想定されているものはないこととされ、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」といった包括的な規定は認められないと、また、特に要配慮個人情報や条例要配慮個人情報の収集を制限する規定が法に存在せず、条例でそのような規定を設けることも許容されないとする委員会の見解を考慮に入れると、実施機関が述べているとおり、法で定められた要配慮個人情報以外にその取扱いに特に配慮を要すると認められる情報を特定することは困難であり、また、現時点で条例要配慮個人情報を定める必要性は認められないとから、条例要配慮個人情報を定める規定は設けないとする実施機関の方向性は、妥当であると判断する。

なお、今後、社会情勢や市民の意識の変化などにより、実施機関の保有する個人情報で条例要配慮個人情報となり得るもののが認められた場合には、改めて検討を行う必要があると考える。

(3) 質問事項3 保有個人情報の開示に係る不開示情報の範囲について

ア 検討事項

法第78条第2項において、開示請求に係る不開示情報の範囲について、
①改正法で定める不開示情報から、情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除くとともに、②行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条

例において開示しないこととされているもののうち、当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものを不開示情報とするとされており、改正法で定められた不開示情報の範囲を情報公開条例に合わせ、縮小又は拡大することができることから、その要否について検討する。

イ 実施機関の対応の方向性

実施機関は、法と茨木市情報公開条例とを比較すると、それぞれ不開示情報及び非公開情報として定められている情報及びその規定のありようには異なる部分もあるが、開示・不開示の判断において、実質的な差異は生じないと考えられることから、不開示情報の範囲を縮小又は拡大する条例の規定は設けないとする方向性を示している。

ウ 審議会の結論

法と茨木市情報公開条例の規定の文言を比較したところ、確かにそれぞれ不開示情報及び非公開情報として定められている情報及びその規定のありようには異なる部分もあることが認められる。

しかし、法に具体的な個人情報につき直接的な不開示の規定がなくとも他の不開示情報への当てはめにより結果的に不開示となるなど、実施機関が述べるように開示・不開示の判断において実質的な差異は生じないと考えられることから、法の不開示情報の範囲を縮小又は拡大する条例の規定は設けないとする実施機関の方向性は妥当であると判断する。

エ その他

当該諮問事項について、審議会は上記の結論に至ったが、「公務員等の氏名」の情報の取扱いについて意見を述べる。

「公務員等の氏名」については、茨木市情報公開条例においては例外的に開示する個人情報として明記されているが、法においては開示する個人情報として明記されていない。しかし、国においては「慣行として知ることができる情報」として開示されている。それを考慮に入れ、実施機関においても条例制定について、公務員等の氏名の取扱いについては同様の対応をする旨の説明が審議会に対してあった。

そもそも「公務員等の氏名」を開示すべきか否かについては、情報公開制度にも関わることなのでひとまず措くとして、公務員等の氏名を情報公開制度に合わせ開示することとするのであれば、条例でその旨を規定することでより明確化を図ることができると考えられる。実施機関においては、この点を踏まえて、他の地方公共団体の動向等も考慮しつつ、適切に対応されたい。

(4) 諒問事項4 保有個人情報開示等の手続に関する事項について

ア 検討事項

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項については、法において統一的に定められているが、法第108条において、法の規定に違反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられないと規定されていることから、法施行条例でこれらの手続に関する事項について定めることの要否について検討する。

イ 実施機関の対応の方向性

実施機関は、現行条例が定める保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続と法が定める手続との相違への対応について、次のとおり方向性を示している。

- a 一部又は全部不開示決定において将来開示できるものでその期日が明らかな場合の通知について

現行条例においては期日の通知を義務付ける規定があるが、法にはそのような規定がないことから、期日を通知しなければならない旨を法施行条例又は規則において規定することとする。

- b 一部又は全部の不開示決定、不訂正決定及び利用停止しない旨の決定に係る理由付記について

現行条例においては理由付記を義務付ける規定があるが、法にはそういうった規定はない。

しかし、一部又は全部の不開示決定、不訂正決定及び利用停止しない旨の決定をする際には、行政手続法に基づき処分の理由を示すこととなるため、法施行条例では理由付記について定めないこととする。

- c 開示、訂正及び利用停止に係る決定の期限について

改正法に定められている開示決定等の期限については、請求日から30日以内となっており、現行条例で定める期限（請求日から15日以内）よりも長くなることから、現行の期限と合わせるため、条例で決定の期限を15日以内に短縮し、また期間の延長についても15日以内に短縮することとする。

- d 訂正請求及び利用停止請求の対象となる情報について

法は、訂正請求及び利用停止請求の対象となる情報を法又は他の法令に基づき開示を受けた保有個人情報に限定しているが、現行条例ではそのような制限を設けていないことから、自己に関する個人情報であれば開示を受けていない情報であっても、訂正請求及び利用停止請求の対象とするよう条例で規定することとする。

ウ 審議会の結論

保有個人情報開示等の手続に関する事項における法と現行条例の相違点を検討すると、法をそのまま適用した場合、請求者が開示決定等を受けるまでの期間が現行条例よりも長くなるなど個人情報保護の趣旨に沿った個人情報保護制度の利便性が損なわれると考えられる。実施機関が示した方向性は、いずれも制度の利便性を維持するための措置であり、妥当であると判断する。

（5） 諮問事項 5 手数料について

ア 検討事項

- a 開示請求における手数料

現行条例においては、開示請求に係る手数料は無料としており、写し等の作成に要する費用（乾式複写機による作成（A3まで）単色刷り1枚10円等）を実費徴収金として徴収している。法第89条第2項において、開示請求に係る手数料は、実費の範囲内において条例で定める額とされていることから、開示請求に係る手数料の徴収について検

討する。

b 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

法において、行政機関の長等は、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための提案募集を定期的に行うことが義務付けられているが、経過措置として、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体においては、提案募集の実施は当分の間任意とされている。

法第119条第3項において、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定されており、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案公募を行い、契約を締結する場合には、手数料を徴収することとなるため、その額について検討する。

イ 実施機関の対応の方向性

実施機関は、開示請求における手数料については、市民の便宜を図るため、現行どおり開示請求に係る手数料は徴収せず、写し等の作成に要する費用を実費徴収金として徴収するとの方向性を示している。

また、実施機関は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料については、現時点では上記提案募集を行う予定とはしていないが、条例に手数料に関する規定を設ける場合は、政令で定める額に基づき条例で額を定めるとの方向性を示している。

ウ 審議会の結論

開示請求における手数料については、現行どおり開示請求に係る手数料は徴収せず、写し等の作成に要する費用を実費徴収金として徴収することが適当である。

また、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料については、現時点では行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案募集を行う予定とはしていないことであるが、条例に手数料に関する規定を設ける場合は、政令で定める額に基づいた額を定めることが適当である。

よって、実施機関の示す対応の方向性については妥当であると判断する。

(6) 諸問事項6 茨木市個人情報保護運営審議会の在り方について

ア 検討事項

審議会はこれまで、現行条例に基づき、個人情報の収集、利用及び提供、オンライン結合等について、実施機関の諸間に応じ、意見を述べてきた。

法第129条においては、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるとときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる旨が規定されており、法改正後も条例で定めることにより、審議会を設置し、その意見を聞くことは認められている。

しかし、審議会への諮問事項については、個別の案件の法に照らした適否の判断について諮問を行うことは法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反し、これまでのよう個人情報の取得、利用、提供等について、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めるることはできないとの委員会の見解が示されている。

そのため、審議会への諮問事項は、法改正により限定される見込みであることから、今後の審議会の在り方について検討する。

イ 実施機関の対応の方向性

実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するために、審議会を存続することとするが、法改正後は運用状況の報告等諮問事項が限定されることとなるため、規模の縮小など効率的な運営について検討するとの方向性を示している。

ウ 審議会の結論

法改正により、地方公共団体の個人情報保護制度の規律は法に一元化され、法の解釈は委員会が一元的に行うこととなる。

そのため、審議会に個別の案件の法に照らした適否の判断について諮問することはできないとされており、諮問が想定される場面として、定型的な案件の取扱いについて法令やガイドラインに従った運用ルールの細則（利用目的の明示の具体的方法、安全管理措置の具体的な手法等）を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合や法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合が挙げられる。

これらの場面に加え、制度の運用状況について報告を受け意見を述べることや条例改正など制度の重要事項について諮問に応じ意見を述べることは法改正後も引き続き行うことができるものと考える。

また、個別の案件であっても、個人情報保護の観点から個人情報の取扱いに当たり留意すべき事項等について、意見を求めるための諮問は法改正後も認められるであろう。

これらの場面で審議会が実施機関の諮問に応じ意見を述べることは、個人情報保護制度を法に基づき適正に運用する上で必要不可欠であると考えられる。

以上のことから、法改正後も引き続き、専門的な知見に基づく意見を述べる第三者機関として審議会を存続させるという実施機関の方向性は妥当であると判断する。

なお、審議会は、地域の実情を踏まえながら、様々な見地から意見を述べる機関として機能することを求められていることから、委員の構成・人数等についても現状を維持することを検討されたい。

(7) 諮問事項 7 法に規定のない事項について

ア 検討事項

現行条例と法とを比較した場合、現行条例には規定があるが法には規定のない事項がある。

法において条例への委任規定が設けられている事項及び条例で定めることが許容されている事項のほか、内部の手続に関する事項など個

人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことができるとされている。

現行条例には規定があるが法には規定のない事項について、法施行条例に独自の規定を設けることの適否について検討する。

イ 実施機関の対応の方向性

実施機関は、市における個人情報の取扱状況の透明性を確保するため、目的外利用・外部提供の実施状況を含めた個人情報保護制度の運用状況の公表について条例で定めることとし、その内容、方法等については、市民にとってより分かり易いものとなるよう検討を行うとの方向性を示している。

また、委員会が個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるとの見解を示している事項については、当該事項を条例で定めることは法律の範囲を超えるものとなることから、独自の規定は設けないとしている。

ウ 審議会の結論

法改正後においても、市における個人情報の取扱状況の透明性を確保するため、目的外利用・外部提供の実施状況を含めた個人情報保護制度の運用状況を公表することは必要であり、それ自体は個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるものではないことから、条例に規定を設けるとする実施機関の方向性は妥当であると判断する。

公表する内容、方法等については、市民がより理解し易いものとなるよう見直しを行うとともに、実施機関の職員にとって過度の負担とならないよう効率的な運用を図られたい。

また、現行条例に定めのある要配慮個人情報の収集制限、本人外収集の制限、不要な個人情報の廃棄、消去等、オンライン結合の制限及び未成年者の法定代理人による自己情報開示請求等に係る本人同意については、条例に独自の規定を設けることができないとする見解を委員会が示している。法が「個人の権利利益を保護」することを目的としながら、他方において「個人情報の有用性に配慮」することも目的として掲げていることに鑑みると、法とは別途、これらの事項について条例で定めることは適切であるとは言えないことから、法施行条例にこれらの事項に関する規定を設けないこととする実施機関の方向性は妥当であると判断する。

エ その他

個人情報保護の意義や重要性は、普遍的なものであり、地域によって異なるものではないことから、個人情報保護制度について、規律を法に一元化することについては、審議会としても理解するところである。

しかし、地方公共団体が制度の充実、強化を図るために、独自の規定を条例に設けることを検討すること自体は地方自治の本旨に鑑み否定されるものではない。しかしながら、法においてそのような規定を設けることができる余地はあまり設けられておらず、また、個別の事項に関し規定を設けることの適否についてまでも、ガイドライン等で

「認められない」「許容されない」と委員会の見解を示すことにはいささかの違和感を覚える。

もとより条例は法律の範囲内で定められるものである。しかし、実施機関において個人情報の適正な保護のために、法令に違反しない限度において、条例に独自の規定を設ける必要を覚えるときは、委員会に意見を求めるなどして、実施機関においてより良い制度の構築に努めることを望む。

4 付言

個人情報の保護については、国に先行して地方公共団体が条例を制定し、制度化を進めてきたという経緯がある。

本市においても、市民に信頼される市政の実現と市民生活の向上を図ることを目的として昭和62年に茨木市個人情報保護条例を制定し、その後、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の制定に伴い見直しを行うなど必要な改正を行いながら、条例を適正に運用することにより、個人情報を適正に管理し、個人の権利利益の保護を図ってきた。

今回、法改正により規律の一元化が図られることに伴い、茨木市個人情報保護条例は廃止されることとなるが、審議会としては、法改正後においても法に基づく制度全体として適正な運用が図られ、これまでと同様に個人の権利利益が適切に保護されることを求めるものである。

以上